

じつ すこ
「実は少ししんどい」あなたへ

ちょっと
き
聞いて!

つか
あなたも使える
せい かつ ほ ご
生活保護

ちい
さい
こ
子どもが
いて…

きゅうりょう
給料が
ひく
低くて…

ねんきん
年金が
ひく
低くて…

しごと
仕事
が
みつから
ない…

生活が苦しい…

でも

だい じょう ぶ
大丈夫

せい かつ ほ ご りょう
生活保護を利用することができます!



JPBA 日本弁護士連合会

生活保護の利用条件はとてもシンプルです

生活保護は、さまざまな事情で生活に困った人に対し、
憲法の生存権保障の理念に基づき、国が生活を保障する制度です。

生活保護を利用するには厳しい条件があって大変なのでは？ と考える人が
多いのですが、本来はとてもシンプルなものです。

厚生労働省が定める基準で決められる「最低生活費（生活するために最低限必要な費用）」
より、あなたの世帯の収入が低ければ、その差額が生活保護費として支給され
ます。（収入がなければ最低生活費と同額が支給されます）

※ただし、「すぐに換金できる資産がない」などの条件はあります。

あなたの世帯の「最低生活費」は、

- ① 住んでいる地域
- ② 世帯の人数・構成
- ③ それぞれの年齢
- ④ 各世帯の個別の事情（障害の有無・程度、家賃額など）

によって決められています。

最低生活費

Aさん世帯の場合



- ① 東京都23区在住
- ② ひとり暮らし
- ③ 45歳

最低生活費 **13万5,140円**
11～3月は+3,080円

Bさん世帯の場合



- ① 大阪市在住
- ②③ 母33歳
子14歳・子8歳

最低生活費 **26万6,090円**
11～3月は+4,570円

Cさん世帯の場合



- ① 宮崎市在住
- ②③ 夫73歳
妻68歳

最低生活費 **14万3,740円**
11～3月は+3,630円

最低生活費（生活保護基準）

収入（年金・給与・各種手当・恩給等）

差額を支給

生活保護費

あなたも使えます、生活保護！

生活保護は、誰でもどこに住んでいても申請でき、生活に困っていると判断されれば、無差別平等に使えます。

OK!



働いている つか 使えます!

給料が最低生活費以下であれば、たりない分が支給されます。給料の一部は経費として認められるので、手取りは最低生活費に控除額を加えた金額になります。



年が若い つか 使えます!

生活保護に年齢制限はありません。若くて健康な人でも、仕事を探しても見つからなければ、生活保護を使えます。



住民票を他の市町村にしている つか 使えます!

現在住んでいる場所(居住地)の役所で生活保護を受けられます。

ただし、外国籍の方は住民票を置いている市町村に申請しないといけません。

住む所が定まっていない(ホームレス状態) つか 使えます!

現在あなたがいる場所(現在地)の役所で生活保護を受けられます。新住居の敷金等や布団・家財道具代も出ます。



持ち家がある つか 使えます!



持ち家(自宅)があっても生活保護は受けられます。ただ、高価な場合*は売るように指導されることがあります。

※地域によって時価2000万円~3300万円程度が目安です。

※住宅ローンを払い続けることは原則としてできません。また持ち主が65歳以上であれば自宅を担保に生活費の貸付を受けるようにいわれることもあります。

年金や手当がある つか 使えます!

国民年金や厚生年金、傷病手当金、労災保険、雇用保険、児童手当、児童扶養手当などがあっても最低生活費以下の額であれば、たりない分が支給されます。

車がある つか 使えます!

※場合によって



国の通知でも、車の価値が低く、

- ①1年程度で再就職が見込める場合
 - ②公共交通機関がない地域での通勤
 - ③早朝深夜の通勤
 - ④障害者の通勤・通院
 - ⑤事業用に必要
- 等の場合には認められています。

親族の援助(扶養)は強制ではありません

「親や子どもなどに迷惑をかけたくない」と申請をためらう人も多くいますが大丈夫です。親族に仕送りを強制することはできないので心配せずに申請しましょう。

● 親族の援助(扶養)は、生活保護の〈要件〉ではありません。

法律では「扶養は保護に優先する」とされていますが、これは「実際に仕送りがあったらその分だけ保護費を減らす」という意味にすぎません。

ふーん
それだけ
なんだね



● 援助(扶養)を強制されることはありません!

役所は、親や兄弟に「〇〇さんが生活保護を申請しましたが援助できますか?」と問い合わせ(扶養照会)をします。でも、援助はできる範囲であればよく、援助する気持ちや余裕のない場合には、親族は断ることができます。また、親族が援助を断っても生活保護は利用できます。

いろいろ心配…

生活保護法の「改正」で、援助(扶養)に関する内容も変わるのでは…?

法律が変わっても基本的な考え方は変わらず、生活保護申請者や受給者に対する親族の扶養義務が強化されたというようなことはありません。

役所が親族に収入などについて聞けるようになりますが、それは「明らかに扶養できる」場合に限られ、その場合でも答える義務はありません。

親族に居場所を知られたくない場合は…?

虐待やDVなどの事情で親族に居場所を知られると危険な場合や、長年音信不通、未成年者、主婦、概ね70歳以上などで明らかに仕送りが期待できない場合には、本来は、問い合わせ(扶養照会)を差し控えてもらえます。

大丈夫。
心配
しないで!



生活保護は誤解されています

不正受給が横行しているかのような報道がありますが、そういうケースはわずかな例外です。むしろ使うべき状況にある多くの人が受給から漏れているのが現状です。

不正受給が多い？

誤解
です！

不正なんて
ほとんど
ないんだね。

不正受給額の割合

0.53%

全体から見れば

不正受給は1%にも満たない

適正受給 99%以上



生活保護利用総額(平成24年度) 3兆6028億円

※H26 厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料より

利用者が増えて国が大変？

誤解
です！

受給資格がある

世帯のうち

約80%は

利用していない

利用していない
約80%

捕捉率 15.3~18%

- ヨーロッパでは60~90%が利用！
- 先進国の中で日本の生活保護費はとてもしくない

あなたも
受給資格が
あるかも
しれません

生活保護はみんなの「セーフティネット」

生活に困った人の暮らしを助けるための制度です。病気やケガで働けなくなった、母子家庭になった、仕事を失ってしまったなど、さまざまなトラブルに見舞われて生活に行き詰まったら、生活保護を利用して暮らしの立て直しをはかりましょう。

さあ、申請
しよう！

生活保護は憲法25条の生存権(健康で文化的な最低限度の生活を営む権利)を保障するための制度です。



相談したい、一緒に役所に行ってほしいと 思ったら

無料
相談

とうほくせいかつ ほ ご りよう しえん
東北生活保護利用支援ネットワーク
☎022-721-7011 (月水金(祝日除く)／13時～16時)

しゅと けん せいかつ ほ ご しえん ほうりつか
首都圏生活保護支援法律家ネットワーク <http://www.seiho-law.info/>
☎048-866-5040 (平日／10時～17時)

にんてい ほうじん じりつせいかつ
認定NPO法人 自立生活サポートセンター・もやい <http://www.moyai.net/>
☎03-3266-5744 (火／12時～18時、金／11時～17時のみ)

ほくりくせいかつ ほ ご しえん ぶく い ぶく い とやま
北陸生活保護支援ネットワーク福井 (福井・富山)
☎0776-25-5339 (火／18時～20時)

ほくりくせいかつ ほ ご しえん いしかわ
北陸生活保護支援ネットワーク石川
☎076-231-2110 (火／18時～20時)

せいかつ ほ ご しえん しずおか
生活保護支援ネットワーク静岡
☎054-636-8611 (平日／9時～17時)

とうかいせいかつ ほ ご りよう しえん あい ち ぎ ぶ み え
東海生活保護利用支援ネットワーク (愛知・岐阜・三重)
☎052-911-9290 (火・木／13時～16時)

きん き せいかつ ほ ご しえん ほうりつか
近畿生活保護支援法律家ネットワーク
☎078-371-5118 (平日／10時～16時)

せいかつ ほ ご しえん ちゅうごく
生活保護支援中国ネットワーク
☎0120-968-905 (平日／9時半～17時)

し ごくせいかつ ほ ご しえん ほうりつか
四国生活保護支援法律家ネットワーク
☎050-3473-7973 (平日／10時～17時)

せいかつ ほ ご しえん きゅうしゅう
生活保護支援九州ネットワーク
☎097-534-7260 (平日／13時～17時)

※ 法律家による相談対応までに時間がかかる場合があります。

せいかつ ほ ご せんもんそうだんまどぐち べん ご し かい かく ち べん ご し かい とい あわ
生活保護の専門相談窓口のある弁護士会もあります。各地の弁護士会にお問合せください。

ためらわずに申請しましょう！

申請窓口で追い返されたら前のページの各ネットワークや弁護士会に相談しましょう。

申請の手順

申請

地元の役所(生活保護担当部署)で「生活保護を申請します」と伝えます。正式には役所の申請書に記入しますが、あらかじめ次のページの申請書に書き込んで持参してもOK!

も
持って行った
ほうがいい書類

● 通帳
● 印鑑

● 賃貸借契約書
● 健康保険証

● 年金手帳
● 給与明細書

これがないと「受け付けない」ということではありません!

調査

家庭訪問や資産調査、扶養照会。
必要書類があれば提出します。

決定

基本的に14日以内(最長30日以内)に決定が通知されます。

- 開始：申請日にさかのぼって生活保護費が支給されます。
- 却下：却下理由に不服がある場合は60日以内に審査請求ができます。

申請窓口では正しい対応がされないことがあります。

申請の受付拒否や嘘の説明をして追い返すなどの「水際作戦」によって申請をあきらめてしまうというケースもあります。

そんな時は
相談してください!

あきらめずに
相談して!



生活保護申請書

宛先

福祉事務所所長

年 月 日

申請者氏名

印

連絡先

要(被)保護者との関係

住所または居所

次の通り生活保護法による保護を申請します。

保護を受けたい人の名前	氏 名	続柄	性別	生年月日	職業	健康状態
		本人				
保護を受けたい理由						

キリトリ

キリトリ